

東京出入国在留管理局横浜支局

令和 3 年 4 月 2 7 日

東京出入国在留管理局横浜支局における被收容者との面会について（お知らせ）

新型コロナウイルス感染症の発生に鑑み、東京出入国在留管理局横浜支局においては、弁護士及び領事官関係者以外の方について、4月27日から当分の間、被收容者との面会を実施しないこととしますので、御理解・御協力をお願いします。